



Weekly Report

国際ロータリークラブ会長テーマ
RI会長 ジョン・F・ジャーム
真岡ロータリークラブ会長テーマ
会長 宇賀神 裕一

人類に奉仕するロータリー
絆を育もう



国際ロータリー第2550地区
真岡ロータリークラブ

- 司会 SAA 見目 良一 君
- 点鐘 副会長 金子 正男 君
- ロータリーソング それでこそロータリー
- 会長挨拶(代理) 副会長 金子 正男 君

本日は宇賀神会長と岡本パスト会長が、井田真岡市長の同行で台湾斗六の方に行かれましたので、会長の代わりに私、金子が挨拶をさせていただきます。



最初の挨拶の日にこの様な雪に降られ出席率が心配でした。この後、市村幹事の大事で難しい議案がございますので私の方は短めにさせていただきます。

先日、3日、4日、5日、6日と広瀬パスト会長を団長に、岡本パスト会長、石川久雄姉妹クラブ委員長、齊藤敏彦会員、石塚龍夫会員、見目良一会員、川堀哲男会員、中川宏行会員に私と総勢10名で、フィリピンのルソン島にあるプリアンダイアモンドロータリークラブに訪問してまいりました。広瀬年度の時に、フィリピン南東部にあるタクロバンに台風の時に義捐金を送ったのが縁となりまして、今回訪問の運びとなりました。

まだ創立3年のクラブですが、様々な事業を行っていました。訪問の際は、斗六ロータリークラブ同様の歓迎を受けまして、意義のある例会参加となりました。

プリアンダイアモンドロータリークラブは女性のみ、真岡ロータリークラブは男性のみ、何か男子校と女子校の交流会を行っている様で、たいへん盛り上がりました。

詳しくは広瀬団長と石川久雄姉妹クラブ委員長が、時間が許せば例会にてご報告いたします。

以上ご挨拶とさせていただきます。

■幹事報告

幹事 市村 忠男 君

- ① 真岡市身体障害者福祉会よりの感謝状の件
- ② 第2回炉辺会合について
- ③ 真岡西RC例会変更のお知らせ
- ④ 第4グループ合同親睦ゴルフコンペのお知らせ
- ⑤ 公益財団法人ロータリー日本財団への寄付金領収証の件



■委員会報告

青少年奉仕委員会 柳田 尚宏 君

第33回真岡ロータリー杯争奪少年サッカー大会の反省会の日程が、まだはっきりしておりませんので、決まりましたらご連絡いたします。



MU会場案内

月曜日

宇都宮90 東武ホテルグランデ
小山中央 思 水 荘

火曜日

真岡西 フォーシーズン静岡
宇都宮 東武ホテルグランデ
宇都宮東 ホテルニューイタヤ

水曜日

益子 益子カントリー
しもつけ 石橋商工会館

木曜日

宇都宮西 東武ホテルグランデ
宇都宮北 宇都宮グランドホテル

金曜日

小山東 ヴィラ・テ・マリアージュ小山

会長 宇賀神 裕一

幹事 市村 忠男

会報委員

石塚 龍夫

平石 典嗣

青木 圭太

馬場 照夫

宗像 拓

事務局 〒321-4305 栃木県真岡市荒町1203(真岡商工会館内)
TEL.0285-84-2511

FAX.0285-84-2510

URL:<http://rc-moka.jp/>
e-mail:rc-moka@i-berry.ne.jp

■スマイルボックス報告

久保 賢司 君

宇賀神 裕一君 本日より市長の随行にて岡本親睦委員長と斗六へ行って参ります。金子エレクト、よろしくお願ひします。

市村 忠男 君 今日は細則改正の説明をさせていただきます。重要な改正事項を検討して頂き、炉辺会合にて議論して頂き、改正を予定しています。ご意見よろしくお願ひします。悪天候の中、ご出席ありがとうございました。

金子 正男 君 フィリピン訪問の皆さん、大変お疲れさまです。市村幹事、細則についてよろしくお願ひします。

岡本 俊夫 君 石塚リーダー、石川委員長、金子現地人、同行の皆さま、お世話になりました。しっかりした事業を展開する素晴らしいロータリークラブでした！！ 本日の例会、井田市長訪台の帯同で欠席となります。市村幹事、お気遣いを頂きありがとうございます。

広瀬 紀夫 君 プリアンダイアモンドロータリークラブに行き参りました。同行の皆さま、お世話になりました。

中川 宏行 君 3日、4日、5日、6日とフィリピン、プリアンダイアモンドロータリークラブを訪問して参りました。南国のゆっくりとした時間を過ごしてきました。訪問した皆さまお世話になりました。クラブの皆さまお世話になりました。

見目 良一 君 先日10名の有志と共にフィリピン、プリアンダイアモンドロータリークラブを訪問して参りました。現地にとっても日本語が上手な添乗員がおりまして楽しく過ごすことができました。またお願ひしたいと思ひます。連絡先は石塚会員に聞けばよろしいでしょうか？

久保 賢司 君 2週連続で例会欠席してすみませんでした。齊藤さん、いろいろ含めてありがとうございました。

■2月9日までのスマイルボックス

前回までのスマイル繰越金	1,608,000
会員	18,000
その他	
本日のスマイル合計	18,000
スマイル今期累計	1,626,000
前回までの米山繰越金	32,893
米山	0
米山今期累計	32,893
合計金額	1,658,893

本日もたくさんのスマイルありがとうございました！



■内部卓話

定款・細則改正事項について 幹事 市村 忠男 君
定款について

(以下改正事項(案)のみ抜粋)

赤色：追加変更箇所

青色：削除箇所

第3条 クラブの目的

本クラブの目的は、「ロータリーの目的」の達成を目指し、五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実践し、会員増強を通じてロータリーの発展に寄与し、ロータリー財団を支援し、クラブレベルを超えリーダーを育成することである。

第6条 五大奉仕部門

2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理想を生かしていくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理想に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。

第7条 例会と出席に関する規定の例外

本定款の第8条第1節、第12条第1、2、3、4、5節、第15条第4節に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。ただし、クラブは、少なくとも月に2回、例会を行わなければならない。

第8条 会合

第1節 例会

(a) 日および時間 本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。この会合には、直接顔を合わせて、または、その方法では例会に出席できない会員のために、オンライン例会、またはオンラインで接続する方法を活用して出席することもできる。その代わりに、クラブはクラブのウェブサイトに参加型の活動を掲載することによって、毎週 1 回または事前に決められた週に例会を開くものとする。後者の種類の例会は、参加型の活動がウェブサイトに掲載される日に開かれるとみなされる。

(C) 取消 例会日が一般に認められた祝日を含む国民の休日に当たる場合、またはその週に一般に認められた祝日を含む国民の祝日が含まれる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。但し、本クラブが 3 回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

第3節 理事会の会合。

理事会のすべての会合について書面による議事録が提供されるべきである。この議事録は、当該会合後 60 日以内に全会員が入手できるようにすべきである。

第9条 会員身分に関する規定の例外

本定款の第10条第2節と第4～8節に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先するものとする。

第10条 会員身分

第1節 全般的資格条件 本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、職業上または地域社会でよい評判を受けており、地域社会または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

第4節 衛星クラブの会員

第5節 二重会員

第6節 名誉会員

第7節 公職に就いている人

第8節—RIの職員

第11条 職業分類

第2節 制限 5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が 51 名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の 10 パーセントより多くなれない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの在籍会員または元クラブ会員、あるいは RI 理事会によって定義されたローターアクターまたはロータリー学友の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブはこれらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

第12条 出席

第1節 一般規定 各会員は本クラブの例会、あるいは細則に定められている場合は衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクトおよびその他の行事や活動に参加するべきものとする。会員が、例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも 60 パーセントに直接出席またはオンライン接続を使用して出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、クラブのウェブサイトに例会が掲載されてから 1 週間以内にその例会に参加するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

第3節 出席規定の免除 次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

(a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は、最長 12 カ月間までとする。ただし、健康上の理由あるいは子どもの誕生、養子縁組、または里親になることにより 12 カ月間を超えて欠席となる場合は、理事会が改めて、当初の 12 カ月の後に、さらに一定期間の欠席を認めることができる。

(b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、一つまたは複数のクラブで少なくとも 20 年の会員歴があり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第 13 条 理事および役員、ならびに委員会

第 4 節 役員

クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1 名または数名の副会長、および会場監督を含めることができる。このうち、会長、直前会長、会長エレクト、副会長(選任された場合)、幹事、および会計は、全員理事会のメンバーとする。また、会場監督は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーとすることができる。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

第 6 節 委員会 本クラブは次の委員会を有すべきである。

- ・ クラブ管理運営
- ・ 会員増強
- ・ 公共イメージ
- ・ ロータリー財団
- ・ 奉仕プロジェクト

必要に応じて追加の委員会を任命できる。

第 14 条 入会金及び会費

すべての会員は、細則の定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

第 15 条 会員身分の存続

第 2 節 自動的終結

(b) 再入会 会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、終結時におけるその会員の身分が瑕疵なきものであれば、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に新たに入会申込をすることができる。2 度目の入会金の納入は義務づけられないものとする。

第 10 節 一次保留

理事会は、その 3 分の 2 以上の賛成票によって、**妥当な期間(ただし 90 日間以内)と理事会の決定する追加条件に従い、**前述の通り会員の会員身分を一時保留とすることができる。**一時保留とされた会員は、第 15 条第**

6 節に定められる通り、一時保留について提訴、調停、または仲裁を求めることができる。保留期間中、当該会員は出席義務を免除されるものとする。保留期間が終了する前に、理事会は、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない

第 17 条 ロータリーの雑誌

第 1 節 購読義務

RI 細則に従って、本クラブが RI 理事会によって、本条規定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限り RI の機関雑誌または RI 理事会から本クラブに対して承認並びに指定されている地域的なロータリー雑誌を購読しなければならない。同じ住所に住む 2 人のロータリアンには、**機関雑誌、または理事会が承認し、そのクラブが指定したロータリー雑誌**を合同で購読する選択肢がある。購読料は、人頭分担金の支払いのため、理事会により定められた期日に支払われ、購読の期間は、本クラブの会員となっている限り継続するものとする。

第 18 条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の遵守

会員は、**入会金と会費**を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は本クラブの特典を受けることができる。各会員は、定款・細則の印刷物を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第 22 条 改正

第 2 節 第 2 条と第 4 条の改正

定款第 2 条(名称)および第 4 条(クラブの所在地域)は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、**出席している全投票会員の最低 3 分の 2 の賛成投票によって、改正**することができる。但し、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも 10 日前に、各会員およびガバナーに郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、RI 理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があつて初めてその改正は効力を

発するものとする。ガバナーは、提出された改正案に関して RI 理事会に意見を提出することができる。

細則について

(以下改正事項(案)のみ抜粋)

赤色:追加変更箇所

青色:削除箇所

紫色:幹事提案

第2条 理事会

第1節 本クラブの管理主体は本クラブの会員13名以内より成る理事会とする。すなわち本細則第3条第1節に基づいて選挙された8名(直前会長、直前幹事を含む)の理事、会長、会長エレクト、幹事、会計及び、本クラブ細則第3条第2節(b)に基づいて選挙された会場監督である。クラブ理事会の決定は最終であって、例会でクラブに報告される。この決定はクラブに提訴以外に覆すことはできない。しかし、会員身分の終結の決定に関しては、会員は本クラブ定款第15条第6節によって、クラブに提訴するか仲介に訴えることができる。

第2節 (d)会場監督は、役員として理事会に出席する義務はあるが、議決権を有しない。

第5条 会員の種類

本クラブの会員の種類は正会員と名誉会員の2種類とする。

※賛助会員、法人会員、家族会員、準会員等の定めをするかどうか? 新定款第10条第2節、第4~8節の例外規定を設けるか?

※定款に同じ条項があるため、※以下追加しなければ記載不要

第5条 会合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月の第1例会に開催するものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員及び理事の選挙を行わなければならない。

第2節 例会

本クラブの毎週の例会は、木曜日12時30分に開催されるものとする。例会は、ロータリーで最も重要な会合であり、会員が「奉仕の理想」すなわち「思いやりの心」をお互いに持った時「心の友」となる場でもあり、又、ロータリーの例会は「奉仕の心」を育むところでもある。クラブは、毎月1回の例会をロータリー情報、ロータリー教育、指導者研修に当てることのメリットを自覚し、会員に国際ロータリーとロータリー財団のプログラムを体系的に学ぶ機会を提供することが重要である。例会に関するあらゆる変更又は休会は、理事会で承認後、速やかに各会員に通知しなくてはならない。真岡ロータリークラブ定款第12条第3節の規定に基づき出席を免除された会員を除き、例会の出席が記録される。その出席は、真岡ロータリークラブ定款第12条第5節に準ずる。

※例会は、新定款第7条で「少なくとも月2回例会を行わなければならない」と変更になりました。いかがですか?

現状のままでも、新定款第8条(C)の規定から休会は多くなります。定款を変更したとしても、新事業等が無ければ実質的に変化はないと思われます。1~2年かけて例会を検討する必要があると思われます。

第4節 理事会

定例理事会は、毎月第1例会日に開催する。臨時理事会は、会長が必要と認めた時、又は理事2名から要求がある時、会長が召集する。

第5節 理事会は、理事の過半数が出席してその過半数をもってこれを決する。

第6条 入会金及び会費

第1節 入会金は3万円とし、入会承認後納入すべきものとする。但し、クラブ定款第7条第4節による移籍するロータリアン、あるいは他クラブに属していた元ロータリアンが、会員として受け入れられて再入会の時は、2度目の入会金は要しない

※入会金の規定を残しますか?

第9条 委員会

第2節 クラブ奉仕委員会

(b)会長は、理事会の承認の下に、クラブ運営の特定分野を担当する次の各委員会を設置する。

出席委員会 → **クラブ管理運営委員会に改称、クラブ奉仕委員会の改称が望ましいと思われま**す。

第3節 情報委員会

(c)会長は、理事会の承認の下に、ロータリー活動における情報の特定分野を担当する次の各委員会を設置する。

広報(雑誌、資料)委員会 → **公共イメージ委員会に改称**

会報委員会 → **情報委員会に改称**

第6節 ロータリー財団・米山記念奨学会委員会

(a)ロータリー財団・米山記念奨学会委員会委員長は、ロータリー財団寄付とプログラムへの参加の双方を通じて、ロータリー財団を支援する計画の策定及び支援等の諸活動全般に対しての責任を持ち、委員会の仕事を監督調整する任務を持つ。又、本クラブ会員が、米山記念奨学会の目的を円滑に遂行するための情報を提供し、方策を考案し、実施するための諸活動全般に対しての責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整する任務を持つ。

(b)会長は、理事会の承認の下に、次の各委員会を設置する。

ロータリー財団委員会

米山記念奨学会委員会

第10条 委員会の任務

第1節 クラブ奉仕委員会

(b)出席委員会 **クラブ管理運営委員会に改称**

第2節 情報委員会

(a)広報(雑誌、資料)委員会 → **公共イメージ委員会に改称**

第11条 出席義務規定の免除

真岡ロータリークラブ定款第12条第3節(a)理由ある欠席の規定に準じて、理事会に対して書面

をもって、正当かつ十分な理由を具して申請し、理事会がそれを承認した場合に限り出席義務規定の免除が与えられ、本クラブの例会出席を免除される。ただし、7月1日に始まる年度に渡って、引き続き出席義務規定の免除を要する場合は、再度書面をもって理事会に提出することを要する。

※新定款第12条第1節から第5節までの規定と異なる定めをしますか？

第12条 財務

第3節 会計年度

本クラブの会計年度は7月1日より**翌年**6月30日までとし、会費徴収の目的のために、7月1日より2月31日までの期間、及び1月1日より6月30日までの期間の2半期に分けるものとする。国際ロータリーに対する人頭分担金と雑誌購読料及び地区資金支払いは、毎年7月1日及び1月1日の本クラブ会員数に基づいて行われる。

第13条 会員選考の方法

第6節 告知書が通知されて7日以内に、理事会がクラブ会員の誰からも、推薦に対して理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、理事会は、推薦者とロータリー情報委員会に、会員候補者に対するロータリーの目的及びクラブにおける会員の特典と義務についての説明をさせる。**この説明の後、会員候補者は、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。**

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は定例又は臨時の理事会においてこれを審議し、当該会員候補者について採決を行う。この理事会の採決において、出席理事会メンバーの全員の賛成が得られた場合、理事会は、推薦者とロータリー情報委員会に、会員候補者に対するロータリーの目的及びクラブにおける会員の特典と義務についての説明をさせる。**この説明の後、会員候補者は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。**

第16条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されていなければならない。クラブ定款及びRIの定款、細則と背馳するとき改正又は条項追加を本細則に対して行うことはできない。

■次回案内

プログラム委員会 大瀧 和弘 君



■出席報告

出席委員会 柳澤 正弘 君



■月間予定 (2月)														(3月)															
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
外部卓話							炉辺会合報告							木 月初会								内部卓話							内部卓話

本日のプログラム
2/16(木) 外部卓話
真岡警察署長 池田 正 様

在籍 52名	出席免除者2名 (有資格者 2名 + 有理由者 0名)							
例会日	出席義務	事前MJ	事後MJ	実出席者	内免除者	欠席者	出席率	月間出席率
補正後1月26日	49	3	2	42	1	3	94.00%	1月
本日 2月9日	50	4	-	37	0	9	82.00%	91.89%

次回のプログラム
2/23(木)炉辺会合報告

7月出席率	8月出席率	9月出席率	10月出席率	11月出席率	12月出席率	1月出席率	2月出席率	3月出席率	4月出席率	5月出席率	6月出席率
95.05%	93.39%	94.03%	86.69	91.91	93.88	91.89					

※例会欠席はAM11:00までに必ずTEL.0285(84)2511 FAX.0285(84)2510 にて事務局までお知らせください。

トピックス プリアンダ・イモント RC 訪問 (2/3-2/6)

